

令和8年度

福島農業基盤復旧再生計画調査

双葉町農地・農業用施設災害復旧発注者支援業務

特 別 仕 様 書

東北農政局

(適用範囲)

第1条 福島農業基盤復旧再生計画調査双葉町農地・農業用施設災害復旧発注者支援業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 福島県双葉郡双葉町は、東北地方太平洋沖地震及び津波によって農地・農業用施設等が被災し、さらに、福島第一原子力発電所事故により放射能に汚染されるとともに、原子力災害対策特別措置法に基づき避難を強いられた地域である。

双葉町では、避難指示に伴い被災状況把握や復旧設計に係る本格的な調査が困難であったこと、また、双葉町の職員は膨大な復旧・復興事業量を抱え、特に土木系職員が不足していること等から、他の津波被災地域に比べて、災害復旧が数年規模で遅れている。

このため、当該地域の農業復興を効果的に進めるため、農地・農業用施設の災害復旧現場における発注者支援業務を東北農政局が施行するものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（農学）、1級土木施工管理技士又は農業土木技術管理士又はシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資格
現場技術員 (C)	<ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学））・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学））・1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士・技術士補（農業部門）・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者

(配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第1－6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1－7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険の加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第1－28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(支援業務の概要)

第8条 本業務の概要は次のとおりである。ただし、実施内容については、関係機関との調整等により変更となる場合がある。

項目	期間（予定）	業務概要等
農業基盤整備促進事業・営農再開支援 水利施設等保全事業・農業水利施設等 保全再生事業等に係る調査及び設計 業務	R8.4～R9.3	農地や農道、ため池やかんがい施設など 震災・原発事故後の農業インフラ設 備の復旧並びに農地整備事業に係る 設計及び監督に関する業務、工事の積 算に必要な調査
関係機関との協議調整資料作成、各種 申請資料等の準備作業等	—	1式
現場業務（帰還困難区域外）	—	21回
現場業務（帰還困難区域内）	—	22回

(業務場所)

第9条 業務場所は、福島県双葉郡双葉町内における双葉町役場内及び災害復旧事業等実施地域内を予定している。

設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第10条 履行期間は次のとおりとする。

令和8年4月9日～令和9年3月4日

(業務内容)

第11条 業務内容については、次のとおりとする。

本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）を1名とし、その業務内容は次のとおりとする。

- ① 設計に関する業務
 - ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
- ② 監督に関する業務
 - ・工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
 - ・管理技術者を通じた工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務（緊急の場合等を除く）
 - ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務
- ③ 関係機関との協議に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務
- ④ 事業実施に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務

(作業上の留意事項)

第12条 作業上の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には、庁舎の使用ができるものとする。この場合は、机、椅子等は貸与する。なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 双葉町役場の庁舎を使用する場合には、受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第13条 打合せについては、次のとおりとする。

共通仕様書第1－5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回以上の打合せについては監督職員との協議の上、書面等で行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第14条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2－4条から第2－19条の規定により実施した業務において作成した資料1式
- (3) その他必要な資料 1式

(成果物の提出先)

第15条 成果物の提出先は次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟5階
東北農政局 農村振興部 防災課

(特殊勤務手当の支給)

第16条 特殊勤務手当の支給については次のとおりとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長指示により設定された帰還困難区域において業務に従事する作業員に対し、賃金に加え特殊勤務手当として、次の額を支給しなければならない。

ただし、帰還困難区域での作業と同程度の特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その賃金の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。

帰還困難区域 1日あたり（屋外作業）6,600円

（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、60/100を乗じた額）3,960円/日

- (2) 受注者は、帰還困難区域において業務に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう下請負人に周知するとともに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことが確認できる賃金台帳の写し等を業務完了後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、賃金台帳等の提出にあたっては、賃金及び手当以外の情報については、不開示情報とする。
- (4) 本業務の作業の一部は帰還困難区域内であることから、下表のとおり特殊勤務手当を計上しており、第17条（6）に示す管理簿を監督職員に報告した上で、実績により特殊勤務手当を変更する。

項目	単価	数量	備考
帰還困難区域内作業	3,960円/人	22人	外業 4時間未満

（帰還困難区域の立入りに伴う遵守事項）

第17条 帰還困難区域の立入りにあたっては、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）」、「帰還困難区域への一時立入り実施基準（平成29年5月19日原子力災害現地対策本部）」（以下「立入り実施基準」という。）、「除染等業務に従事する労働者の放射性障害防止のためのガイドライン（平成30年1月30日付け基発0130第2号）」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射性障害防止のためのガイドライン（平成30年1月30日付け基発0130第2号）」を遵守すること。また、原子力安全委員会の避難区域への一時帰宅に関する助言を踏まえ、道路の損壊、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて、受注者は十分に認識するとともに、立入者に十分注意喚起を行うこと。その上で以下を遵守すること。

(1) 立入り手段

立入りは、後述の(2)の1)により予め立入りを認められたバス、自家用車若しくはこれに準ずる自動車（以下「自家用車等」という。）によるものとする。

(2) 立入り要件

- 1) 原子力災害現地対策本部が発行する帰還困難区域に係る通行証の交付等の事務手続きについては、発注者が行うので、受注者は予め立入る者の「所属、氏名、連絡先」及び立入り車両の「車名、色、ナンバー」を提出すること。
- 2) 一時立入りにあたっては、監督職員の承諾後作業に着手するものとする。
- 3) 立入者の受ける線量が一回の立入り当たり最大80 μ Svを超えてはならないものとする。

(3) 立入りに関するリスクの周知

受注者は、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて十分認識し、立入者に十分注意喚起を行うこと。

(4) 立ち入る際の装備

帰還困難区域内作業では、平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超、土壌の放射性物質濃度が 1万Bq/kg-dry 超等の現場条件を想定している。帰還困難区域への立入りに際しては、放射性物質の吸入及び汚染防止のために以下の装備を着用することとする。

1) 個人線量計

放射線量は、立入り毎に立入者が測定し、立入者の被ばく線量等管理簿（以下「管理簿」）へ本人が記入するものとする。

2) 防塵マスク

防塵マスクは捕集効率80%以上とし、1日使い捨てとする。また、購入にあたっては、予め監督職員の承認を得るものとする。

(5) スクリーニング

スクリーニングについては、監督職員が別途指示する実施場所において、受注者の責任で立入り毎に確実に実施することとする。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

(6) 管理簿の作成

管理簿については、別紙-1により行うものとし、線量管理に関する項目の入力確認、個人線量計携帯、防塵マスク着用、スクリーニング実施、除染実施について、立入者の押印による確認を行うものとする。また、受注者はその管理簿の写しを纏めて、月毎に監督職員へ報告するものとする。

(7) その他

本条(1)から(6)に係る内容の詳細については、着手時打合せにおいて監督職員と確認するものとする。その他不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

(契約変更)

第18条 現場技術業務契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第8条に示す「支援業務の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第9条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第10条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第11条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第13条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第14条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) 第16条に示す「特殊勤務手当の支給」に変更が生じた場合。
- (8) 第17条に示す「帰還困難区域の立入りに伴う遵守事項」に変更が生じた場合。
- (9) 警戒区域等の見直しに伴う「人事院規則9-129 東日本大震災に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例（平成23年6月29日制定、平成24年5月1日一部改正）」の改正がされた場合。

(業務スライドの試行)

第19条(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更

の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。

- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

(定めなき事項)

第20条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

立入者の被ばく線量等管理簿

1 従事する作業員

フリガナ 氏名	ウリン 太郎 農林 太郎	性別	男 女	生年月日	S48.9.4	特記(妊娠の有無等)	-
本業務等従事以前の実効線量の累計	100 μ Sv	業務名	〇〇業務			所属 (元請名)	(株)〇〇コンサルタント 〇〇支店

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業従事 年月日	主な 作業内容	作業従事		日当り 実効線量 (μ Sv)	累計の 実効線量 (μ Sv)	防塵マスク 計測結果 (cpm)	鼻スミアテス ト結果(cpm)	作業終了後 の健康状態 (自覚症状)	立入者 左記入力確認 (サイン又は押 印)	立入者実施確認(サイン又は押印)					管理者 チェック		
				区域 区分	場所							線量計携帯		防護服 着用	防塵マスク 着用	ゴム手袋 着用		スクリーニング 実施	除染実施
												個人測定	代表者測定						
(例1)	〇〇△□	H31.1.17	基準点測定	居 帰	●●町大字△△地内	8時間	36.5	36.5	-	-	異常なし	農林	農林	農林	農林	農林	農林	水産	
(例2)	〇〇△□	H31.1.18	現地調査	居 帰	●●町大字△△地内	9時間	18.5	55	-	-	異常なし	農林	農林次郎	農林	農林	農林	農林	水産	
1				居・帰															
2				居・帰															
3				居・帰															
4				居・帰															
5				居・帰															
6				居・帰															
7				居・帰															
8				居・帰															
9				居・帰															
10				居・帰															

(注) 区域区分は、作業従事場所が居住制限区域、または、帰還困難区域であることを示すこと。